

監査公表第 624 号

行政監査の結果を受けて講じた措置について，地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので，同項後段の規定により，その内容を次のとおり公表します。

平成 21 年 12 月 16 日

京都市監査委員 内 海 貴 夫  
同 日 置 文 章  
同 不 室 嘉 和  
同 出 口 康 雄

1 平成 20 年度行政監査（平成 21 年 5 月 14 日監査公表第 609 号）

（産業観光局－1）

指 摘 事 項
第 2 繊維技術センター中小企業技術者研修 4 問題点 (2) 着眼点別分析 エ 人材や施設の活用などにより，効率的・効果的な運営が行われているか。 (イ) 監査の結果 a 受講料の決定に当たって，決定書に算定根拠が示されていなかったため，研修規則の規定に従って，決定書に算定根拠を示されたい。

講 じ た 措 置
平成 21 年度から，研修規則に従って，各研修の実施決定書に受講料の決定とその算出根拠を記入するよう改めた。

指 摘 事 項
<p>第2 繊維技術センター中小企業技術者研修</p> <p>4 問題点</p> <p>(2) 着眼点別分析</p> <p>エ 人材や施設の活用などにより、効率的・効果的な運営が行われているか。</p> <p>(イ) 監査の結果</p> <p>b 講座科目は、研修日程が1日又は2日であるが、講座科目の受講申込及び受講料の納入について、研修日以前にセンターに直接持参することを条件としているため、受講希望者は事前にセンターに来所することが必要となっている。</p> <p>染織デザインセミナー及び西陣織物技術者研修の受講料納入が、研修規則では最初の研修日までと規定されていることも考え合わせ、受講希望者の利便を図るため、講座科目について、郵送による申込や最初の研修日当日までの受講料納入を可能とするよう、具体的に取り組まれない。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成21年度から、研修規則に従って、郵送による申込及び最初の研修日における受講料納付が可能となるように改めた。</p>

指 摘 事 項
第5 鉛管取替工事費に対する助成金制度 4 問題点 (2) 着眼点別分析 イ 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。 (イ) 監査の結果 助成金交付の決定に当たっては、要件審査チェック表を添付するな ど審査を行ったことを明らかにするようにされたい。

講 じ た 措 置
平成21年4月1日申請分から「鉛製給水管取替工事助成金交付申請書送付票」を要件審査チェック表として申請書類に添付し、「京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱」の第2条第1項及び同条第2項に規定する助成金交付要件等に照らし、当該要件を満たすことを明らかにしたうえで、交付の決定を行うこととした。

(監査事務局第二課及び第三課)